

第3期教育大綱（素案）に対する意見と市の考え方

番号	頁	項目	意見	市の考え方
1	本編 5	第二章 5. 市民アンケートの実施	「状況」の判断にアンケート結果を活用しておられますが、市民を対象としたアンケートは回答率37%となっております。 回答率の低いアンケートに頼る危険性、又、対象2,000人がどの様に選択されているのか不明ですが、「回答率が低い」＝「当該行政施策に対して市民の関心が低い」事十分認識の上大綱内容再精査・施策実施宜しく御願い致します。	一般アンケート対象の2,000名は、15歳以上でなるべく年齢層によって均等な人数になるように無作為抽出した方です。 本アンケートの結果は統計学的に有意であると認識していますが、ご指摘の点については、十分に配慮したうえで、施策を進めてまいります。
2	本編 11	第四章 基本方針に沿った推進方向・取組	「目標達成に向けた主な取組」と「成果目標」が整合性とれたものとなる様再度御確認宜しく御願い致します。 （「主な取組」に上げたものは、極力「成果目標」を設定する 等。）	成果目標については、主な取組や、上位計画であるまちづくり総合計画と整合性を取りながら、定量的で指標としてわかりやすいものを目標として掲げております。
3	本編 11	第四章 基本方針に沿った推進方向・取組	現在存在する各種教育関係施設の有効活用（を明示した大綱作成）を宜しく御願い致します。	教育支援センターや大田原自然の家、学び・交流プラザなどの活用について主な取組として掲載しております。
4	—	教育大綱全般	当大綱、今回が「第3期」ですので、「第2期」が存在。「第2期」の結果・評価は【資料編】に御明示の上、その結果・評価を踏まえての【本編】、と認識しております。 但し、【本編】、【資料編】＝「第2期」結果・評価を踏まえて何処をどう変更したのか、分かり難いと感じます。 少なくとも、【本編】P10「基本理念」「基本方針」は「第2期」からどう変更したのか、各項目の「成果指標」は、【本編】の記述は[第2期開始時(平成30年度＝2018年度)][第2期(令和6年度＝2024年度)目標値]を併記、新規設定の成果指標はその旨明示、第3期では設定しなかった成果指標はその理由を明示、と言った記述に改めるべき、と考えます。	作成にあたり、まずは第2期教育大綱の振り返り（検証）から開始し、設定した指標の達成度合いの確認を行ったうえ、その結果を十分に踏まえるとともに、国・県の教育振興基本計画を参考にしながら、令和7年度からの5年間の計画を策定しております。 本大綱にはこうした過程の記載はしていませんが、第3期教育大綱の内容を端的に伝えることを重視して、このような構成としております。

5	—	教育大綱全般	年代記述が「元号のみ」「西暦のみ」「西暦元号併記」混在していると思います。 時期差異把握がしにくくなります為、西暦元号併記に統一を御検討宜しく御願ひ致します。	原則として、元号（西暦）併記に統一いたします。
6	—	教育大綱全般	各頁にあります語句説明は有難いです。説明実施語句の再精査を宜しく御願ひ致します。 アンケート結果の記述ありますが、アンケートについては、対象・依頼人数・回答人数・回答率の他に、アンケート方法（対象者選定方法、依頼方法等）を明示すべきと考えます。	注釈については再精査いたしました。現時点、追加等はありません。またアンケート方法については追加で表記いたします。
7	—	教育大綱全般	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際のどの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政等に関心又は用事の在る市民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願ひます（記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します）。	新聞への広告掲載はしていません。また、記事掲載も把握している限りありませんでした。
8	—	教育大綱全般	意見送付市民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/市民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願ひます。 （意見募集結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願ひます。）	パブリック・コメントにおいては、周南市市民参画条例及び同施行規則に基づき実施しており、市広報紙、市ホームページへの掲載、本庁及び各総合支所情報公開窓口や各支所への冊子備付けにより、適正に実施しました。
9	—	教育大綱全般	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）	素案作成にあたり、教育委員をはじめ、教育委員会各部署が有する団体からの意見聞き取りを行っています。
10	—	教育大綱全般	当該案件、本編 26 頁・資料編 50 頁とそれなりの量あります。又、意見作成の為には本来は関係する国や県の法令・計画も確認すべきと思います。 又市パブリック・コメント/市民意見募集複数案件で募集	意見の提出期間につきましては、周南市市民参画条例に基づき実施しておりますことから、再度の意見募集は行いません。

			<p>期間重複、更に募集期間内に年末年始含まれておりました。このような案件で、意見募集期間が従来通り1ヶ月間と言うのは不適切と感ずます（正直内容十分に確認出来ませんでした）。期間の延長、或いは意見募集の際の意見を反映させた「素案」で再度意見募集実施、を希望致します。今回は前述対応は無理/実施しないのであれば、今後「資料頁数」「他意見募集との期間重複」「募集期間に年末年始等を含む」等々を考慮した募集期間設定を御検討（必要であれば条例改定）を宜しく御願ひ致します。</p>	
11	一	教育大綱全般	<p>この度の大綱を読ませていただき、一番心に残ったのは、年齢を問わず明らかな読書習慣の少なさでした。我が家の子育てで一番最初ががんばったのは、やはり寝る前に絵本を読むことでした。私たち親子の心の交流と愛着、そして、感情や思考の豊かさを培ってくれたパートナーは、たくさんの絵本を通して出逢った著者の経験や思いと、出版社の子育てへの貢献の願ひでした。それは、世代を超えて受け継がれ、先の世代を育てると確信しています。子どもに読んであげる大人とその愛情と時間が必要です。反対にゲームをしたことがない子は、とても少ないことが分かります。社会で起こるいろんな問題も、家族の在り方、親の気持ちからです。親にこそ、子育てには何が必要なのかを知る機会やそれを訴える政策が必須だと感ずます。子育てはワンストップ、どの年齢にもつながっていきます。私は、今年の子育て講座を企画しています。ぜひ、市の方でも、お互いが幸せになるための親子の愛着を育てる政策を考えてください。よろしく願ひいたします。</p>	<p>教育委員会においても、家庭教育の重要性は認識しており、家庭・地域と学校が、こどもの学びに対しそれぞれの責任を果たし、協力し合う「こどもまんなか教育」を教育大綱の基本理念に掲げました。また、推進方向の中でも、家庭における教育力の向上についてや読書活動の推進について記載しています。目標を達成していくため、今後の取組にあたり、いただいたご意見も生かしてまいります。</p>